

○ 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文
 ○ 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（免許申請書） 第十七条（略） 2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第二号、第四号又は第七号に掲げるものについては、提示）しなければならない。</p> <p>一 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し（同法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第二十条第二項第二号及び第三十五条第一号において同じ。）</p> <p>二 二〇八（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第十八条（略） 2 免許申請者が特定失効者で、次の各号に掲げる講習を終了したものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第九十七条の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準に適合する法第八十条の二第二項の規定による講習 第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類</p> <p>（免許の拒否等に係る通知） 第十八条の三 公安委員会は、法第九十条第一項ただし書の規定により免許を拒否し若しくは免許を保留し又は同条第二項の規定により免許を拒否したときは別記様式第十三の三の三の通知書により、同条第五項の規定により免許を取り消し若しくは免許の効力を停止し又は同条第六項の規定により免許を取り消したときは別記様式第十三の四の通知書</p>	<p>（免許申請書） 第十七条（略） 2 前項の様式の免許申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付（第二号、第四号又は第七号に掲げるものについては、提示）しなければならない。</p> <p>一 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者（以下「免許申請者」という。）が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあつては、住民票の写し（同法第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第二十条第二項及び第三十五条第一号において同じ。）</p> <p>二 二〇八（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第十八条（略） 2 免許申請者が特定失効者で、次の各号に掲げる講習を終了したものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第九十七条の二第一項第三号ロの国家公安委員会規則で定める基準に適合する法第八十条の二第二項の規定による講習 第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類</p> <p>（免許の拒否等に係る通知） 第十八条の三 公安委員会は、法第九十条第一項ただし書の規定により免許を拒否し又は免許を保留したときは別記様式第十三の三の三の通知書により、同条第四項の規定により免許を取り消し又は免許の効力を停止したときは別記様式第十三の四の通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。</p>

により当該処分を受けた者に通知するものとする。

(免許の保留に係る適性検査の受検等命令)

第十八条の四 法第九十条第八項の適性検査は、同条第一項第一号から第二号までに規定する免許の保留の要件に関し専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師の診断により、行うものとする。

2 法第九十条第八項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、法第九十条第一項第一号から第二号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

(免許証の記載事項の変更の届出の手続)

第二十条 (略)

2| 前項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示(第二号に該当する者であるときは、前項の届出書に同号に定める書類を添付)しなければならない。

一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類

二 本籍又は氏名を変更した者(住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。) 住民票の写し

三 国籍又は氏名を変更した者(住民基本台帳法の適用を受けない者に限る。) 登録証明書等

(免許の保留に係る適性検査の受検等命令)

第十八条の四 法第九十条第六項の適性検査は、同条第一項第一号又は第二号に規定する免許の保留の要件に関し専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師の診断により、行うものとする。

2 法第九十条第六項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、法第九十条第一項第一号及び第二号に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

(免許証の記載事項の変更の届出の手続)

第二十条 (略)

2| 前項の届出書には、次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したとき。 免許用写真

二 本籍又は氏名を変更したとき(前項の届出をしようとする者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。) 住民票の写し

3| 第一項の届出をしようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類

二 国籍又は氏名を変更した者(住民基本台帳法の適用を受けない者に限る。) 登録証明書等

(技能試験)

第二十四条 (略)

255 (略)

6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることが出来る。

免許の種類	自動車の種類
(略) 普通二輪免許	総排気量〇・三〇〇リットル以上の普通自動車二輪車（小型限定普通二輪免許にあつては総排気量〇・〇九〇リットル以上〇・一二五リットル以下のもの）

7・8 (略)

(特定失効者に係る講習の受講期間等)

第二十六条の二 法第九十七条の二第一項第三号イに定める検査（以下「認知機能検査」という。）及び同号イからハまでに定める講習は、特定失効者が法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日前一年以内に受けたものでなければならぬ。

(認知機能検査)

第二十六条の三 認知機能検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 認知機能検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること。

(技能試験)

第二十四条 (略)

255 (略)

6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く。）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は、次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることが出来る。

免許の種類	自動車の種類
(略) 普通二輪免許	総排気量〇・三〇〇リットル以上の普通自動車二輪車（小型限定普通二輪免許にあつては総排気量〇・一〇〇リットル以上〇・一二五リットル以下のもの）

7・8 (略)

(特定失効者に係る講習の受講期間)

第二十六条の二 法第九十七条の二第一項第三号イ又はロに定める講習は、特定失効者が法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日前一年以内に受けたものでなければならぬ。

- 二 十六の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後に当該物の名称を記述させること。
- 三 時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時計針及び分針により表示させること。

(臨時適性検査)

第二十九条の三 法第百二条第一項の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が三十六以上であることとする。

$$7.731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A 第二十六条の三第一号に掲げる方法により記述された事項について、次に定めるところにより算出した数値の総和
 - 一 記述された年と認知機能検査を行った時の年との差に相当する年数に十を乗じて得た数値（記述された元号が認知機能検査を行った時の元号と異なる場合にあつては、六十とする。）（ただし、算出する数値の上限は、六十とする。）
 - 二 記述された月と認知機能検査を行った時の月との差に相当する月数に五を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三十とする。）
 - 三 記述された日と認知機能検査を行った時の日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、十五とする。）
 - 四 記述された曜日と認知機能検査を行った時の曜日との差に相当する日数に一を乗じて得た数値（ただし、算出する数値の上限は、三とする。）
 - 五 記述された時刻と認知機能検査を行った時の時刻との差に相当する分数を三十で除して得た数値（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）（ただし、算出する数値の上限は、五とする。）
- B 第二十六条の三第二号に掲げる方法により記述された

(臨時適性検査)

物の名称が正しく記述された場合に当該正しく記述された物の数に一を乗じて得た数値

C| 第二十六条の三第三号に掲げる方法により描かれた図画について、次に掲げるところにより算出した数値の総和

一 一から十二までの数字が描かれている場合には、一
(一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。)

二 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、

一 一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一

二 二の針が描かれている場合には、一

三 指示された時が表示されている場合には、一

四 指示された分が表示されている場合には、一

五 指示された時及び分が表示されている場合であつて

六 時針が分針よりも短く描かれているときには、一

七 時針が分針よりも短く描かれているときには、一

2| 免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が法第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由がある場合における法第百二条第一項から第四項までに規定する適性検査は、これらの規定に規定する処分の要件に關し専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師の診断により、行うものとする。

3| 第二十三条の規定は、法第百二条第五項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表聴力の項中「普通免許及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）」とあるのは「普通自動車対応免許（法第七十一条の五第二項の普通自動車対応免許をいう。）」と、同表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

4| 法第百二条第七項の内閣府令で定める要件は、同条第六項の規定により通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号から第二号までに該当する者でなく、又は免許を受けた者が法第百

第二十九条の三 免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号若しくは第二号に該当する者であり、又は免許を受けた者が法第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由がある場合における法第百二条第一項に規定する適性検査は、これらの規定に規定する処分の要件に關し専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師の診断により、行うものとする。

2| 第二十三条の規定は、法第百二条第二項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表聴力の項中「普通免許及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）」とあるのは「普通自動車対応免許（法第七十一条の五第二項の普通自動車対応免許をいう。）」と、同表運動能力の項中「付す」とあるのは「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

(処分移送通知書の様式)

第二十九条の四 法第百三条第三項（法第百四条の二の三第三項及び第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第十九のとおりとする。

(免許の効力の停止に係る適性検査の受検等命令)

第二十九条の五 法第百三条第六項の適性検査は、同条第一項第一号から第三号までに規定する免許の効力の停止の要件に関し専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師の診断により、行うものとする。

2 法第百三条第六項の内閣府令で定める要件は、免許の効力の停止を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、法第百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

(聴聞の手續)

第三十条の二の二 法第百四条の二第二項（法第百四条の二の三第五項及び法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(免許の取消し等)

第三十条の四 法第百四条の三第一項の規定による書面の交付は、免許の取消し又は効力の停止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、法第百三条第一項若しくは第四項、法第百四条の二の三第三項若しくは同条第三項において準用する法第百三条第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止又は法第百三条第二項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の三の処分書を、法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の四の処分書を交付することにより

(処分移送通知書の様式)

第二十九条の四 法第百三条第二項（法第百四条の二の三第三項及び第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第十九のとおりとする。

(免許の効力の停止に係る適性検査の受検等命令)

第二十九条の五 法第百三条第五項の適性検査は、同条第一項第一号から第三号までに規定する免許の効力の停止の要件に関し専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師の診断により、行うものとする。

2 法第百三条第五項の内閣府令で定める要件は、免許の効力の停止を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、法第百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

(聴聞の手續)

第三十条の二の二 法第百四条の二第二項（法第百四条の二の三第五項及び法第百七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(免許の取消し等)

第三十条の四 法第百四条の三第一項の規定による書面の交付は、免許の取消し又は効力の停止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、法第百三条第一項若しくは第三項、法第百四条の二の三第三項又は同条第三項において準用する法第百三条第三項の規定による免許の取消し又は効力の停止にあつては別記様式第十九の三の三の処分書を、法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定による免許の取消しにあつては別記様式第十九の三の四の処分書を交付することにより行うものとする。

行うものとする。

(国家公安委員会への報告)

第三十一条 法第六十六条の内閣府令で定める場合は、自動車等の運転者が自動車等の運転に関し、令別表第二の一の表若しくは二の表の上欄に掲げる違反行為又は法第一百七十五条の五第一号の罪に当たる行為（第三十一条の三の表において「違反行為等」という。）をした場合とする。

第三十一条の二 法第六十六条の内閣府令で定めるものは、令別表第四又は別表第五に掲げる行為（次条の表において「特定行為」という。）とする。

第三十一条の三 法第六十六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事	項
(略)	(略)	(略)

(国家公安委員会への報告)

第三十一条 法第六十六条の内閣府令で定める場合は、自動車等の運転者が自動車等の運転に関し、令別表第二の一の表の上欄に掲げる違反行為又は法第七十二条第一項前段の規定に違反する行為（第三十一条の三の表において「違反行為等」という。）をした場合とする。

第三十一条の二 法第六十六条の内閣府令で定めるものは、令別表第四に掲げる行為とする。

第三十一条の三 法第六十六条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事	項
(略)	(略)	(略)

規定による処分をしたとき。	(略) 法第九十条第八項又は 第百三条第六項の規定 による命令をしたとき。	認知機能検査を受けた とき。		(略) 法第百八条の二第一項 第二号に掲げる講習（ 以下「取消処分者講習 」という。）を受けた とき。	第三十一条の二に規定 する行為をしたとき。
	一 命令を受けた者の生年月日及び性別 二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受 けている者にあつては、免許証番号 三 命令の内容	一 認知機能検査を受けた者の生年月日及び 性別 二 免許を現に受けている者にあつては、免 許証番号 三 免許を受けていたことがある者にあつて は、その者が当該認知機能検査を受けた日 前の直前に受けていた免許に係る免許証番 号 四 認知機能検査を受けた年月日 五 第二十九条の三第一項に規定するA、B 及びCの数値		一 (略) 二 法第九十条第一項ただし書又は第二項の 規定による免許の拒否を受けた者（免許を 受けていたことがある者に限る。）にあつ ては、その者が当該処分を受けた日前の直 前に受けていた免許に係る免許証番号 三 法第九十条第五項若しくは第六項又は法 第百三条第一項、第二項若しくは第四項の 規定による免許の取消しを受けた者にあつ ては、当該免許に係る免許証番号 四 取消処分者講習を受けた年月日	一 特定行為をした者の本籍又は国籍、住所 、氏名、生年月日及び性別

(略)	法第九十条第六項又は 第百三条第五項の規定 による命令をしたとき。			(略) 法第百八条の二第一項 第二号に掲げる講習（ 以下「取消処分者講習 」という。）を受けた とき。	第三十一条の二に規定 する行為をしたとき。
	一 命令を受けた者の生年月日及び性別 二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受 けている者にあつては、免許証番号 三 命令の内容			一 (略) 二 法第九十条第一項ただし書の規定による 免許の拒否を受けた者（免許を受けていた ことがある者に限る。）にあつては、その 者が当該処分を受けた日前の直前に受けて いた免許に係る免許証番号 三 法第九十条第四項又は法第百三条第一項 若しくは第三項の規定による免許の取消し を受けた者にあつては、当該免許に係る免 許証番号 四 取消処分者講習を受けた年月日	一 令別表第四に掲げる行為をした者の本籍 又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別

(略)	<p>二 (略)</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該特定行為をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 特定行為の種別</p> <p>五 特定行為をした地の都道府県名及び特定行為をした年月日</p>
-----	---

(免許関係事務の委託)

第三十一条の四の二 法第百八条第一項の内閣府令で定める法人は、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。ただし、国家公安委員会規則で定める免許関係事務については、当該免許関係事務の実施に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるものが当該免許関係事務の業務を行うために必要な数以上置かれていて法人に限るものとする。

(臨時適性検査)

第三十七条の二 第二十九条の三第二項の規定は、法第百七条の四第一項に規定する適性検査について準用する。

2 (略)

(処分移送通知書の様式)

第三十七条の三 法第百七条の五第九項において準用する法第百三条第三項の内閣府令で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第二十二の四のとおりとする。

(自動車等の運転禁止処分に係る事項等の記載方法)

第三十七条の四 法第百七条の五第八項の規定による自動車等の運転禁止処分に係る事項の記載は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。

(略)	<p>二 (略)</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該令別表第四に掲げる行為をした日前の直近に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 令別表第四に掲げる行為の種別</p> <p>五 令別表第四に掲げる行為をした地の都道府県名及び令別表第四に掲げる行為をした年月日</p>
-----	---

(免許関係事務の委託)

第三十一条の四の二 法第百八条第一項の内閣府令で定める法人は、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。

(臨時適性検査)

第三十七条の二 第二十九条の三第一項の規定は、法第百七条の四第一項に規定する適性検査について準用する。

2 (略)

(処分移送通知書の様式)

第三十七条の三 法第百七条の五第八項において準用する法第百三条第二項の内閣府令で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第二十二の四のとおりとする。

(自動車等の運転禁止処分に係る事項等の記載方法)

第三十七条の四 法第百七条の五第七項の規定による自動車等の運転禁止処分に係る事項の記載は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。

一〇三 (略)

2 法第百七条の五第八項の規定による自動車等の運転禁止の期間を短縮したときの当該処分に係る事項の記載は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。
一〇三 (略)

(自動車等の運転の仮禁止の通知等)

第三十七条の五 警察署長は、法第百七条の五第十項において準用する法第百三条の二第一項の規定による自動車等の運転の禁止をしたときは、当該処分を受けた者に別記様式第十九の二の通知書により通知するものとする。

2 法第百七条の五第十項において準用する法第百三条の二第四項の内閣府令で定める仮禁止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

(自動車等の運転の禁止等)

第三十七条の五の二 法第百七条の五第十一項において準用する法第百四条の三第一項の規定による書面の交付は、自動車等の運転の禁止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、別記様式第二十二の六の処分書を交付することにより行うものとする。

2 法第百七条の五第十一項において準用する法第百四条の三第二項の規定による命令は、別記様式第二十二の六の二の出頭命令書を交付して行うものとする。

3 第三十条の六の規定は、法第百七条の五第十一項において準用する法第百四条の三第三項の規定による国際運転免許証等の提出及び保管について準用する。この場合において、「前条」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

4 法第百七条の五第十一項において準用する法第百四条の三第三項の保管証(以下この条において「保管証」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〇五 (略)

6 法第百七条の五第十一項において準用する法第百四条の三第四項の

一〇三 (略)

2 法第百七条の五第七項の規定による自動車等の運転禁止の期間を短縮したときの当該処分に係る事項の記載は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。
一〇三 (略)

(自動車等の運転の仮禁止の通知等)

第三十七条の五 警察署長は、法第百七条の五第九項において準用する法第百三条の二第一項の規定による自動車等の運転の禁止をしたときは、当該処分を受けた者に別記様式第十九の二の通知書により通知するものとする。

2 法第百七条の五第九項において準用する法第百三条の二第四項の内閣府令で定める仮禁止通知書の様式は、別記様式第十九の三のとおりとする。

(自動車等の運転の禁止等)

第三十七条の五の二 法第百七条の五第十項において準用する法第百四条の三第一項の規定による書面の交付は、自動車等の運転の禁止に係る者に対し、当該処分の内容を口頭で告知した上、別記様式第二十二の六の処分書を交付することにより行うものとする。

2 法第百七条の五第十項において準用する法第百四条の三第二項の規定による命令は、別記様式第二十二の六の二の出頭命令書を交付して行うものとする。

3 第三十条の六の規定は、法第百七条の五第十項において準用する法第百四条の三第三項の規定による国際運転免許証等の提出及び保管について準用する。この場合において、「前条」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

4 法第百七条の五第十項において準用する法第百四条の三第三項の保管証(以下この条において「保管証」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〇五 (略)

6 法第百七条の五第十項において準用する法第百四条の三第四項の規

規定による通知は、別記様式第二十二の六の五の通知書を送付して行うものとする。

(講習)

第三十八条 (略)

2511 (略)

12 高齢者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 (略)

二 次を表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。

第一欄 (区分)	第二欄 (講習方法)	第三欄 (時間)
一 高齢者講習(法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。 三 小型特殊免許以外の第一種免許又は第二種免許を受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。	三時間(小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間三十分)
二 法第九十七条	一 教本、自動車等、運転適	二時間三十分(小

定による通知は、別記様式第二十二の六の五の通知書を送付して行うものとする。

(講習)

第三十八条 (略)

2511 (略)

12 高齢者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 (略)

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習

性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。

三 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。

型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間三十分

13
15 (略)

第三十八条の二 公安委員会は、法第九十七条の二第一項第三号ハ、令第三十七条の六第二号又は令第三十七条の六の二第一号の国家公安委員会規則で定める基準に適合する法第百八条の二第二項の規定による講習を行ったときは、当該講習を終了した者からの申出により、当該講習を終了した者であることを証明する書類として国家公安委員会規則で定める書類を交付するものとする。

三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。

四 講習時間は、三時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、二時間）とすること。

13
15 (略)

第三十八条の二 公安委員会は、法第九十七条の二第一項第三号ロ、令第三十七条の六第二号又は令第三十七条の六の二第一号の国家公安委員会規則で定める基準に適合する法第百八条の二第二項の規定による講習を行ったときは、当該講習を終了した者からの申出により、当該講習を終了した者であることを証明する書類として国家公安委員会規則で定める書類を交付するものとする。

別記様式第十九（第二十九条の四関係）

処 分 移 送 通 知 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
公 安 委 員 会 印	
道路交法第103条第3項 道路交法第104条の2の3第3項において準用する第103条第3項 道路交法第104条の2の3第6項において準用する第103条第3項	
の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九（第二十九条の四関係）

処 分 移 送 通 知 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
公 安 委 員 会 印	
道路交法第103条第2項 道路交法第104条の2の3第3項において準用する第103条第2項 道路交法第104条の2の3第6項において準用する第103条第2項	
の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三（第三十条の二、第三十七条の五関係）

仮 停 止 通 知 書

年 月 日

公安委員会殿

警 察 署 長 印

道路交通法 第103条の2第4項
第107条の5第10項において準用する第103条の2
 第4項の規定により、下記の者について仮^{停止}禁止^{禁止}通知書を送付す
 る。

住 所 本邦における住所	
氏 名	
免許証 国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許 運転することができる 自動車等	
仮 停 止 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三（第三十条の二、第三十七条の五関係）

仮 停 止 通 知 書

年 月 日

公安委員会殿

警 察 署 長 印

道路交通法 第103条の2第4項
第107条の5第9項において準用する第103条の2
 第4項の規定により、下記の者について仮^{停止}禁止^{禁止}通知書を送付す
 る。

住 所 本邦における住所	
氏 名	
免許証 国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許 運転することができる 自動車等	
仮 停 止 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十二の四（第三十七条の三関係）

処分移送通知書
 年 月 日
 公安委員会殿
 公安委員会 印

道路交通法第107条の5第9項において準用する第103条第3項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十二の四（第三十七条の三関係）

処分移送通知書
 年 月 日
 公安委員会殿
 公安委員会 印

道路交通法第107条の5第8項において準用する第103条第2項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の番号	第 号 年 月 日
運転することができる自動車等の種類	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十二の六の二（第三十七条の五の二関係）

出 頭 命 令 書							
S U M M O N S							
			年	月	日		
			year	month	day		
住 所 Address in Japan							
氏 名 (Surname) (First name) (Middle name)							
交付者の所属・階級及び氏名 This summons is Issued by							
Ⓔ							
In accordance with the provision of paragraph 2, Article							
104-3 and <u>paragraph 11, Article 107-5</u> of the Road Traffic Law,							
出 頭 場 所 you shall appear at							
出 頭 日		時	年	月	日	時	
on		on	year	month	day	hours.	

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十二の六の二（第三十七条の五の二関係）

出 頭 命 令 書							
S U M M O N S							
			年	月	日		
			year	month	day		
住 所 Address in Japan							
氏 名 (Surname) (First name) (Middle name)							
交付者の所属・階級及び氏名 This summons is Issued by							
Ⓔ							
In accordance with the provision of paragraph 2, Article							
104-3 and <u>paragraph 10, Article 107-5</u> of the Road Traffic Law,							
出 頭 場 所 you shall appear at							
出 頭 日		時	年	月	日	時	
on		on	year	month	day	hours.	

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十二の六の五（第三十七条の五の二関係）

出 頭 命 令 通 知 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
所 属 階 級 氏 名 ㊟	
道路交通法第107条の5第11項において準用する同法第104条 の3第4項の規定により、下記のとおり通知します。	
住 所	
氏 名	
国際運転免許証等 の番号	第 号 年 月 日
出 頭 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
出 頭 場 所	
免許証保管の有無	有 無

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第二十二の六の五（第三十七条の五の二関係）

出 頭 命 令 通 知 書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
所 属 階 級 氏 名 ㊟	
道路交通法第107条の5第10項において準用する同法第104条 の3第4項の規定により、下記のとおり通知します。	
住 所	
氏 名	
国際運転免許証等 の番号	第 号 年 月 日
出 頭 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
出 頭 場 所	
免許証保管の有無	有 無

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

第 号

高齢者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第

1項第12号に掲げる講習（認知機能検査の結果に基づいて行う講習）
（認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習）
を完了した者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

高齢者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第
1項第12号に掲げる講習を完了した者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

改 正 案	現 行
<p>（通知業務）</p> <p>第八条 法第二十九条第一項第三号の内閣府令で定める場合は、運転免許を受けた者が違反行為（道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「<u>道交法施行令</u>」）という。）第三十三条の二第三項に規定する違反行為をいう。以下同じ。）をしたことにより、当該違反行為に係る累積点数（<u>道交法施行令第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。</u>）が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数に該当した場合とし、法第二十九条第一項第三号の書面の様式は、別記様式第一のとおりとする。</p> <p>（表略）</p>	<p>（通知業務）</p> <p>第八条 法第二十九条第一項第三号の内閣府令で定める場合は、運転免許を受けた者が違反行為（<u>道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「道交法施行令」という。）第三十三条の二第一項第一号に規定する違反行為をいう。以下同じ。</u>）をしたことにより、当該違反行為に係る累積点数（<u>道交法施行令第三十三条の二第一項第一号に規定する累積点数で、同条第二項各号に掲げる違反行為に係る点数を含まないものをいう。以下同じ。</u>）が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数に該当した場合とし、法第二十九条第一項第三号の書面の様式は、別記様式第一のとおりとする。</p> <p>（表略）</p>